

令和四年第三回雄武町総務文教常任委員会会議録(第一日目)

令和四年十月二十八日 午前 九時 三十分開会

一、出席委員は次のとおりである。(応招委員)

委員	柳	原	浩	之	君
委員	金	田	壽	夫	君
委員	遠	藤	友	宇	君
委員	嶋	村	義	文	君
副委員長	佐	藤	昌	寧	君
委員長	溝	田	昌	志	君

二、欠席委員は次のとおりである。(不応招委員)
なし

三、本委員会に出席を求めたものは次のとおりである。

紹介議員 嶋 村 義 文 君

四、本委員会の職務のため出席を求めたものの職、氏名。

議 事 係 内 宮 真 希

五、本委員会の付議事件は次のとおりである。

請願第二号 平岡医師の再任を求める請願書について

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） おはようございます。本日の出席議員は六名です。定数に達しておりますので、会議を開きます。本日は紹介議員からの請願内容と、その理由の説明を求めます。嶋村議員。嶋村議員、町長の席でお願いいたします。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） 座ったままでいいですか。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい。はい、嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） 紹介議員を務めております嶋村でございます。今回の平岡医師の再任を求める請願書の提出にあたって紹介議員となりましたので、私なりの紹介議員に至った経過について若干ご説明させていただきます。石井町長が行政執行方針で述べているよう、町民は長期にわたり雄武町国保病院の常勤内科医師の着任を切望しておりました。それだけ国保病院の診療姿勢の不満が鬱積し、結果、国保加入者の診療実績が三五%しかないという数字に表れていたと思っております。請願趣旨にも記載しておりますように、平岡医師は着任後、丁寧な対応と的確な診療のおかげで、多くの町民が国保病院での診断、診療を受けながら雄武町で暮らすことへの安心感を持ったことができた。これは町民大多数の率直な感情と思えます。四月七日の議員全員協議会で石井町長より、平岡医師の五月七日契約満了での退職の報告があり、その際の説明は極めて曖昧なもので、その中では病院の管理者は院長であるので、院長が再雇用の判子を押さない限り、それはどうにもならないということ述べております。その後、国保病院より平岡医師の五月七日での契約満了による退職というチラシが出て、町民の間になぜという疑問が大きく広がりました。北海道新聞の取材に対しては、慰留のため説得を試みたが本人の意思による退職と町は説明し、結果、新聞記事となっております。六月定例会の質問には雇い止めではなく本人の意向による退職と議会答弁があり、七月十五日の臨時会での緊急質問に対しては、雇い止めであったと一転、認めしております。さらには病院長の法律違反行為があり、平岡医師に告発され、捜査機関が国保病院に入るといふ重大な事実も判明しました。その間、町民有志による平岡医師の再任を求める署名活動が始まり、私のところにも相談に見えられ、考え方が同じであり、住民の代表機関である議会の判断を求める請願書の提出が最良の住民意思表示となると確認し、請願書の提出紹介議員になることに至りました。町民有志は当初千名の署名を目標としていたようです。以上です。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） これより紹介議員への質問を行います。はい、柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） 質問の前に、若干思うところを述べさせていただきます。雄武町立国民健康保険病院、以下長いので国保病院というふうに言わせていただきます。これに對しまして、町民の方々の中において様々な意見があるというのは十二分に承知しておりますが、今回の平岡医師の雇い止めによる解職と国保病院の改革の必要性を一緒くたに議論しますと、もう焦点がぼやけてしまい論点がずれてくるということ、これまでの議会の議論の過程で認識をしています。今回の請願を受けまして、過去の質問などを再度見直し精査しましたところ、議員個々の思いはさほど差異はなく、具体的には国保病院を良くしたい、国保病院の今後につ

いて一丸となつて取り扱わなければならない、国保病院がなくなつたらどうなるんだとの心配などです。思いに差異はないのに、なぜ同じ方向を議員が向くことができないのか。私は甚だ疑問な点があります。振り返りますと、一昨年一月の、若干それですけども、雄武高校奨学金条例以降、雄武町議会は九名の議員の賛否が四対四、議長採決という状態が続いております。議会は行政に対して物を申す立場です。議員個々の英知を結集し、議会が一枚岩になり、統一した意見を出さなければ様々な課題を解決できません。ぜひ今回の請願を契機に、批判ばかりするのではなく、どうすれば国保病院が町民の方々の理想とする病院になるのか、良いアイデアが出ることを期待し紹介議員に対する質問をいたします。まず今回の前提ですけども、十一月一日の請願者の方に対しても、質問の前提というふうには私のほうから出してますけども、今回の請願はですね、平岡医師の再任に向けた行動を要請するというものでした。請願は住民自治の立場から住民の代表機関である議会に請願を通して住民の意思を反映させ、議会の意思によって住民の願望である請願の趣旨の実現に努めさせるためであります。請願の採択につきましては法令上の基準はありませんので、委員会の自主的な判断によりますが、一般的には願意が妥当であるか、次に実現の可能性があるか、さらに町村の権限、議会の権限事項に属する事項であるかなどが判断の基準とされています。これを踏まえて質問をさせていただきます。まず一点目、先ほど紹介議員であります嶋村議員のほうからありましたけども、この経過、今回の請願に出る経緯、いきさつを時系列で説明をしてください。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） 請願に至った経過は、時系列ということで説明してくれということですけども、極めて散発的な動きから始まって請願に至ったという経過であります。ここで時系列に説明してくれていうよりは、十一月一日に請願者の方から、諸々の意見を聞く機会あると思いますので、署名活動は署名活動で請願に至った経過が一方にあるし、私は四月十四日以降からは一貫して議会でこの問題の追及をずっとしてきています。最終的に七月二十九日、八名の請願者の連名で請願書の提出に至ったという経過が、もう大ざっぱですけども時系列的な流れであります。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、柳原議員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） 分かりました。大体ですね、一緒に議員活動やっておりますので、おおむねは分かるんですけども一応、一度整理したいと思うんです。四月の七日の全員協議会で初めて町長のほうから平岡医師の退職について説明がございました。それ以前にも実際、噂では流れておりました。私は今、非常に不思議なのは、町の人事の問題に議員が絡むことが本当に良いのかなという、以前からずっと言ってますけども、それで今は請願をですね、だんだん質問も違うほうに行くんですけども、請願が上がつてきた以上、これを委員会で審議しなければいけません。そんな中でですね、請願という方法を取らないです、私の以前も言ったんですけども、紹介議員になる際に陳情という手段があることを今回の請願者の方々に説明はされましたか。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） 当初は陳情ではなくて、嘆願書という中身で石井町長宛てと議会議長宛てに署名活動をされて

ましたけれども、私のところに相談に見えた時には嘆願書あるいは陳情書等においては法的な担保が非常に薄いと、請願書が実際、自治法の百二十四条に規定されて、議会が請願受理権というのを明確に規定されていますんで、形としては請願書で議会の意向、議会の総意で判断してもらって、町当局へ働きかけてもらうというのは最良の方法だろうということで請願書でまとまっていきたいと思います。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） 行動自体が私は疑問でありまして、私が調べたところ、まず幻の請願書ですか、これが四月に作成されて提出されました。小田さんが請願者で嶋村議員が紹介議員で提出されて、議会として受理されているのは確認をしております。その時にも嶋村議員は緊急質問をしようとしておりましたけども、それは賛成少数で否決されてできませんでした。その後、嘆願書を集めるというふうに認識しています。一度議会に提出し受理されましたけども、幻の請願書ですよ。これをまず取り下げた理由、考え方を教えてください。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） 四月七日に議員協議会で石井町長のほうから平岡医師の退職の話が出て、私、議員協議会でも町長に何点か質問をしました。先ほど話あったとおり、町長の言うには、病院長の決裁が下りないので仕方なく退職という事態に至ったという説明があったんで、これは町民の意向とは全く違う話なんで、これは事実関係をきちっと明らかにしないと町民の納得は得られないだろうと。私は議会議員としてこの問題を放置することはまずいという考え方で色々方策を考えました。当初、緊急質問という考えには至りませんが、取りあえず請願書を上げて、議会の中でその辺の議論をしようという考えでしたけれども、色んなところで私も、内容も調べて、請願書で行くよりも緊急質問を申し出て、議会の同意をいただいて、事実関係を明らかにしたほうがいいだろうということ、小田さんにもお話をし、小田さんにも了解してもらって、一旦それを取り下げて、四月の十四日緊急質問の申出書を私は議会でお話ししました。その時、小田さんも傍聴に見えられてましたけども、結果、反対多数で緊急質問は認められなかったというのが事実関係でございます。それと先ほど柳原議員が役場の人事関係なんで議会が首を突っ込むべきではないというお話ありましたけれども、私は、例えば教育長の人事なり副町長の人事は議会の承認案件であります。まして、常勤内科医師の確保については、石井町長は行政の最重要課題だと議会でも何度も発言してるんですよ。そういった問題をただ人事の案件だから議会は首を突っ込むべきではないということじゃなくて、議会は重要な人事案件についてはきちっと議会としての考え方を示すが、私は議会の姿勢である、そのように考えております。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい。柳原議員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） はい、分かりました。今、最後の部分なんですけども、教育長、副町長の人事については、三役の人事は当然、議会が承認が必要であります。まあ嶋村議員おっしゃるように、踏み込んでいいこと踏み込んでいけないところが

あると思います。病院人事となると、お医者さんは普通の人はなれません。ちゃんと試験を受けて、医師の資格を持った人しかありません。そこに何も知らない者が介入することによって、ハレーションが起きると思うんですよ。実際、今回起きてますよね。だからそういうことに対して、責任が取れないものに対して議会が介入すると大変になるという思いから言ってますので、そのへんはご理解ください。それで嶋村議員の緊急質問に至る経緯も若干聞きたいんですけども、ちよつと言葉、幻つという言葉を使って申し訳ないんですけども、幻の五百名の署名ですね。これを錦の御旗に緊急質問を七月の臨時議会で行いましたが、五百名の署名を提出しなかった、できなかった、あるいは提出する必要がなかった、このことについて説明をしてください。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） 署名活動っていうのは私は請願者、今、現在、請願者になられて、署名活動を実際行って、運動を行ってきた女性の方々の気持ちを慮っているんですけども、基本的には、自分たちは今回の平岡医師の退職の問題の一連の事象については、町の説明が足りないし、全く納得できないという思いで、実際、町民の方の世論はどうかという確認する行動だったと思うんですよ。結果、短期間で五百名を超える署名を集めることができた。彼女らの話を聞くと、当初は千名の目標は十分達成できるといって行動していたそうです。途中の中で、議論の中で、時間が若干かかるんで、この問題を早くやっぱり議会で取り上げる必要があるんで、私は請願という方法を取ったほうが早いだろうということ、途中で署名活動を中止して、具体的に請願書の提出が七月二十九日に行われたという経過です。ですから、いわゆる即時的な、あまり政治的な知識もない女性の方々が自発的に始めた、いわゆる署名活動を幻の署名活動というのは、ちよつといささか表現がまずいような私は気がします。なぜその署名簿を提出しなかったかという点、議会事務局長なり議長とも色々議論しました。で、請願書の提出の際には五百名の署名も私は添付して議会事務局に出しました。で、請願書の文面にも最初、最後のほうに署名簿を添付して提出しますってはっきり明記してあります。その後、議会事務局長のほうから、一週間か十日ぐらい経過してから、法的には署名の存在については明記されてないんで、八名の連名の請願書の書式が十分整ってるから、署名簿については一応お返ししますということ、私のほうに申出がありましたんで、私のほうで保管しております。実際、柳原議員も私のところお見えになって、署名簿を見たいということ、私お渡しして、彼も目を通してると思ってますのでね。他の議員にも議員協議会の席では、見たい方は自由に閲覧できるし必要であれば議会事務局に保管してあるんで、コピーもしてお渡しできますんで必要な方は申し出ください、はっきり私は言ってますんでね。署名自体が幻という表現は、非常に不自然な表現だと私は思います。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） 幻つっていうのは、要は提出されてないから幻つて言ってるんであって、私もコピーをして現在も持つております。それで前回の委員会の時に嶋村議員にも言いましたけども、署名をちよつと、前回の七月の臨時会の時の佐藤議員の部分をお読みしていただきますけども、署名活動をやられているという事は伺いしておりました。恐らくそういったもの

は全く不慣れな町民の方々、女性中心だと思えますけれども、そこまでして署名活動をして、議会を動かし、町を動かし、雄武町の国保病院をよりよいものにしようという町民の強い気持ちを、私は議員としてきちんと議場に諮り、嶋村議員の緊急質問として、町の姿勢、町はどうやって国保病院を良くしていくのか、そのきっかけになることを強く要望しています。私も同じ気持ちですよ。前回も言ったように、笑わないでください。前回も言ったように、署名が表題がなかったですよ。署名自体の。名前は一生懸命書いてますけれども、何のための署名かというのはあの紙だけだと分からないですよ。だから、それだったらダメですよ。私はもう嶋村議員が紹介議員になった経緯は、何か考え方が同じということになっておりますけれども、結局、嶋村議員の認識不足だと思いますよ。一生懸命、この佐藤議員が言うように女性の方々がですね、集めてるんであれば、しっかり署名はこういう様式でやったほうがいいよ。なぜこれ、こうやって色々質問されたかと。ちよつと後ろから失笑が出るんでちよつと。なぜかなと思うところもあるんですけども。要は嶋村議員やっておりますことは、病院の悪いところを暴いて、解体し、再生しようという動きにしか私は見えません。本来、この問題はどこに一番の問題があるかというと、嶋村議員もご存じだと思いますけれども、町長の病院に対する姿勢な訳ですよ。そこに焦点を当てずして、雄武町国保病院がダメだ、あの先生は悪いことしているとか、そういったことをやっても良くならないじゃないですか。だから、聞きますけれども、嶋村議員の考える平岡医師再任に向けた行動、これ請願書の請願項目ですけども、それはどういう行動ですか、教えてください。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） まず最初にその五百人の署名簿、表面見ませんでした。平岡医師の再任を求めるとはつきり明記してありますよ。そして署名に行く時には必ず何のための署名かということはお願いに伺う人は必ず説明するはずですよ。ただ署名をお願いしますって形で、簡単に書く人いますかね。それと、それをまず確認してもらいたいのが一点と、今回の問題は、なぜこういう問題が起きたかということなんです。ひとつひとつの事象を考えると、町民は全く納得できないんです。平岡医師が令和三年の三月八日に着任する前の病院の現状、なぜ三五%の人しか町立の国保病院を受診しないのか。病院の姿勢自体に問題があるから三五%の人しか行かないんです。興部の国保病院、見てもらったら分かりますよ。もう大繁盛ですよ。だから、この問題にメスを入れない限りはどうにもならない。実際、今の現院長の診療姿勢に対する町民の不満はものすごいものです。色んな噂も聞いて、実際、事実関係どうかは把握できない面もありますけれども、十一月一日、請願者の方から具体的な話がいっぱい出てくると思えますけれども、その辺を真摯に聞いてもらいたいと思います。私の考えとしては、今回起きた問題をすっきり洗い出さない限り、柳原議員も病院の再生を図らなきゃならんところを言ってますけれども、その問題抜きには病院の再生は私にはあり得ないと思います。はつきり問題点を全部洗い出さない限り、再生はあり得ないと。そう思いますよ。ですから今回の請願の審査特別委員会でも、否決されましたけれども、少なくとも平岡医師あるいは桂巻医師に参考人として来てもらって、事実関係をはつきりさせて、町民の判断を仰がない限り、議会がきちっと判断をして、行動を起こさない限り、恐らく今の国保病院の再生というのはあり得ないと思います。私の考えはそういう考えで

す。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、柳原議員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） 初めに申しましたとおり、思いは一緒なんですよ。ただ、今回のこの請願と国保病院の改革の必要性、これを一緒にすると結局、その頂点がずれちゃうんですよ、さっきから言ってるように。だから今回の平岡医師の請願、再任に向けた請願については、それはそれでやらないとダメじゃないですか。嶋村議員の行動を見ますと、これを契機に、もう国保病院の悪いところを洗い出して、よく言ってますよね。そしてもうガラガラポイするとも言ってましたよね、議員控室で。それは違うんじゃないですかというのが私の意見ですからね。先ほど嶋村議員がおっしゃってました、町の説明が足りない、これは私も同じ思いです。だから十一月十一日の町長にもしっかり質問させていただきましたけれども、だから、今回の請願は請願でしっかりやらないと、結局、請願が平岡医師が辞めたことをきっかけに、病院がダメならダメだっていうのと別じゃないですか、その辺どう思いますか。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） だから、病院の再生を図るということは、何が問題点なのかと。病院の経営姿勢が、何が問題なのかってのを洗い出さない限り、私は再生はあり得ないと思います。三五%しか診察を受けない、町民の信頼を失った根本原因は何かということを追及しない限り、洗い出さない限り、病院の再生はあり得ないと思います。ひとつの、今回、平岡医師がああいった形で、本人の本意に沿わない形で、退職を強要されたという問題がありましたんで、この問題が出てきたのは何が根本原因かってことに追求していかないと、私は国保病院の体制ってのはあり得ないと思うんですよ。四億五千万なり五億、もつともつと恐らく赤字が膨らんでいくと思いますし、町民の信頼を勝ち取るためにはその問題点を全て洗い出さない限り、私は再生はあり得ないと思いますんで、議会での私の発言をずっと聞いていただければ、私の考え方っていうのはある程度、理解できると思うんですよ。ごっちゃじゃないですよ。その問題を解決しない限り、今回の平岡医師の再任の問題も前に進まない。私の考えはそういうことです。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） いつも嶋村議員とは議論させてもらうと、必ずこうなって、なかなか着地点に着かないんですけども、若干質問を変えさせていただきます。紹介議員、嶋村議員の考える雇い止めの認識、これについてちょっと教えていただきたいですか。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） 雇い止めっていうのは、期間雇用者。平岡さんは三月八日から一年間の雇用契約でやっていますから、雇い止めていうのは普通、私も契約書を見せてもらったんですけども、普通、契約書、そういうその期間雇用の場合は、契約延長については双方で申出がないときには自動的に延長するってのは普通なんです。まして医師ですからね。常勤内科医師を一年間雇用契約、あの過程で色んな議論がありましたけれども、一方的に、本人の意思に関わりなく、一方的に雇用を打ち切ることが雇い止め

です。私はそういうふうには認識していません。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） ちよつと認識が間違っていると申し上げますので、今便利な世の中ですので、しっかりと情報を収集して確認されたほうがいいと思います。町長も六月の答弁と七月の答弁で認識が間違っていましたというふうに言っていますので、多分、嶋村議員も間違っておりますので、その辺はしっかりと勉強されたほうがいいと思います。で、ああ、我々とつたら調子悪いけど、まあいいや。それですね、六月の一般質問を約四十分間で終了しました、嶋村議員はですね。納得できないということで七月に緊急質問をしております。私は緊急質問の定義というのを盾に、緊急質問をしないようにしたものです。動議を提出してですね。そのやり方がちよつと若干間違つたということで、後でご指導いただきましたけれども。しかしですね、緊急質問というのは、今も思っていますけれども、ああいうことではやっていけないと、今でも思っています。それは過ぎたことですのでいいとして、なぜ六月の一般質問を時間いっぱいまでしなかつたのか。時間、二十分くらい余してるとすよね。議員の持ち時間六十分ありますから。それについてちよつと説明してもらっていいですか。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） あの過程での議論は恐らく、柳原委員も聞いてたと思いますけども、堂々巡りなんですよね。事実関係、私も一〇〇％把握してる訳じゃありませんでしたので、あの過程では堂々巡りなんです、これ以上議論してもまず無理だろうと。その後、私は色んな情報を収集して、実際、平岡医師からも色んな情報をいただいて、彼とも色んな議論をして、例の告発についても、色々私なりに調べてみました。そういった資料を元にして、緊急質問を申し出たということなんです。ですから、六月の議会で、漠然とですけども、国保病院の中に重大な案件があるけどもこの場では触れませんという形で私、発言して、新たな事実が出た段階でまた改めて町長の見解を伺いますという、私、話してますんでね。その延長線上で七月の緊急質問を申し出たということなんです。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） 法の世界は、疑わしきは罰せずなんですよ。嶋村議員の六月以降の質問において、まだ起訴されたか不起訴されたか分からない、書類送検もされてない方に対して、いかにも犯罪者のように言うことは、私は問題だと思いますよ。先ほど来申しますとおり、嶋村議員は、何かの資料でちよつと読んだんですけども、四月何日でしたかね、平岡医師夫妻が自宅にお見えになり、二時間ほど話をし、ということを書いておりました。一方の意見だけを聞いてですね、今日お見えになられている、請願書を出した方だと思えますけども、平岡医師を良い医師だと思って、良いのは全然良いことなんです。ただ、それを持ってですね、片方の医師が悪いからといって責めることは私は良いことではないと思いますよ、人間として。結局、最初に言いましたとおり、まだ実際、事件になつてないじゃないですか。入ったかも知れませんが、麻取とか言つてましたもんね、嶋村議員ね。そういうのが入ったかも知れませんが。刑事も入ったかも知れませんが。実際、今、普通にやっていますよね。その方に対して、ああいう犯罪者扱いするというのは

は、私はいかがなものかと思えますよ。その辺どういう認識ですか。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、嶋村議員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） 私はあくまで事実関係を言ったままでです。起訴されるかされないかは分かりませんよ。ただ、質問でも言ったように、平岡医師のIDを使って、彼のカルテに勝手に侵入して、自分の薬を自己処方をしたという事実は、これ事実ですから。彼も事情聴取でそれをはっきり認めてますから。その事実関係を言っただけです。法律に違反した行為があったというのは事実ですから。それを言うっていうことは、別に彼に失礼には当たらないと思えますよ。それだけです。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、柳原議員。柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） それはでも司法が判断することであって、事実関係を言ったっていうだけだったらいいんですけども、嶋村委員がずっと、嶋村委員も議長も含めてですけど、もう犯罪者って言ってますよね、実際問題。それはちょっと言い過ぎじゃないかっちゃうのが私の見解です。紹介議員がですね、ちよっと話また変わりますけども、これ、紹介議員の考える、嶋村議員の考えるこの請願をですね、提出することによるメリットデメリット、これ請願者に対しても後ほど、十一月一日聞きますけども、メリット、デメリットは何なんですか。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） ひとつは請願の趣旨のとおり、議会で請願を採択して、町が平岡医師の再任に向けた行動を具体的に起こしてもらうということが第一点。今回の請願書の提出によって、漠然としてた国保病院内の様々な問題をきちっと町民の前に明らかにするというのが第二点、この二つを実現することが請願の趣旨です。だと私は思っています。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） 先ほども聞きましたけども、平岡医師の再任に向けた行動というのは、もう行政しかできない訳ですよ。はつきり言って、要は平岡医師は医師として着任して一年二か月勤務され、退職願を出して辞めたということが事実なわけですね。それが嶋村議員おっしゃるように、開設者と管理者の意思の疎通が図れず、管理者の捺印がもらえなかったからというふうに町長はおっしゃってますけども、そこも実際は町長の発言だけで明らかになってるだけであり、実際分らない話なんです。そんな中、再任に向けた行動って言ったたら、要はもう一度、町長が行動を起こすってことじゃないですか。私が言いたいのはもう、もうこの結論になっちゃうんですけども、これプロセスがおかしいと思うんですよね。この請願に至るプロセス。最初に聞いたのはそういうことを聞きたかったんですけども、嶋村議員も自分で紹介議員になろうと思っただけです。どういふふうなことが一番早いのか、そういうことをまず考えなかったのかなあと思いました。今の最後の答えで何となくおぼろげに見えたんですけども、要は病院の様々な問題ですね、明らかにしたいっちゃうのがものすごくウエイトが大きくて、平岡医師の再任に向けた行動をきっかけにしているだけなのかというふうに私には思います。平岡医師の再任に向けた行動を今回の請願では要望されてる訳ですから、それであれば以前も申したと

おり、要望書、陳情よりも若干下回るかも知れませんが、町長に対して先ほどから言っておられる嘆願書、署名活動した嘆願書も要望書という形で、五百名でも千名でも集めてですね、それを出すのが一番早かったんじゃないですか。それで、待つてくたさい、まだ話してませんで。それで町長が動かないんであればそっからの請願というプロセスじゃないですか、その辺どうお考えですか。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、嶋村議員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） 私は地方議会というのは、町民の声にいかにかを傾けるかっていうのは、議会としての責務だと思つてます。先ほども陳情書なり嘆願書なり請願書の話、色々出てきましたけれども、唯一、法律的に担保されているのがいわゆる請願なんですよ。請願をあげることによつて議会がどう判断をするのかというのを町民はちゃんと見てる訳ですよ。議会が町民からあがった請願に対して十分審査をして、議会としての意思を示すというのが、その請願権に対する議会の町民に向ける姿勢だと思つてます。ですから要望書を出したほうがいいというのは、私は議会の責任放棄だと思つてますよ。十分審査をすべきだと、私はそのように考えます。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） 私の話をしっかりと聞いて欲しいんですけども、プロセスつてやっぱあるんですよ。一気に、請願はしっかりと誰でも出せるというふうになってまして、しかし、請願と陳情の違いというのは以前も申しましたとおり、紹介議員がいるかないかなんです。だから法的根拠つて今おっしゃつてますけども、そのぐらいウエイトが大きいんですよ。ただ今回の、だから請願項目にまた戻っちゃいますけども、平岡医師の再任に向けた行動じゃないですか。それと病院の改革を一緒にしたらダメなんだと私は思つてるんです。だからこう議論が全然噛み合わないんですけども、だから、今回の請願だけであればですよ、平岡医師の再任に向けた行動を要請するのであれば、要望書でいいんじゃないですかという意味で聞いてます。そこで嶋村議員は、もう私も同じですよ、私は何かずつとこう、町民の方々から他所から来た訳の分からん奴はなんだと思われるかも知れませんが、思いは一緒ですからね。それで、病院を良くするためにどうすればいいのかというのを考えるのが本筋であつて、悪いからダメだからつていうふうに責めるのはやめましょうというのを私は言つてるんですよ。話を戻しますと、平岡医師の再任に向けた行動、これであれば、要望書が普通の考えだと行くんですよ、普通は。なぜ請願にしたのかつていうのは、全然、嶋村議員の回答だと分かんないですよ。嶋村議員の回答を聞いてると、病院の悪いところを出して出してばっかりなんです。請願項目にそうやって書いてれば私も分かりますよ。請願項目に書いてませんか。だから、請願はあくまでもその趣旨に基づいて、こうやって今話をしてるじゃないですか。そつから逸脱してしまつたら、全然違うことになつちゃうじゃないですか。それを言つてるんですけど、どうでしょう。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい。嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） 私は請願が全く項目から逸脱していると考えてません。町民から平岡医師の再任を求めるといふ言葉、短い言葉ですけども、私はバックボーンには色んな意味が含まれてると思つてますよ。ですから先ほど言いましたとおり、国保

病院の今の経営状態には、それぞれ皆さんいろんな角度で視点で、危機感持つてると思いますが、改革するにはどういう手順で進めていくかってことは、色んな、例えば会社の立ち上げだとか組織の立ち上げだとか色々あると思いますけども、組織運営の問題点を洗い出さない限り、改革なんてあり得ないんですよ。どっから手つけていいか分からないでしょ。問題点を洗い出さない限りは。ですからそういった問題点も含めて、平岡医師の再任という言葉に集約されて、それを議会に請願を上げて、議会としての調査をしていただいて。今回、残念ながら平岡医師の参考人招致もこの委員会では認められませんでしたし、私は公聴会も、町民対象の公聴会もすべきだというお話ししましたけども、反対派の住民がいっぱい来て、いわゆる收拾つかなくなるからダメだっていう意見も出て、それも立ち消えになりました。そして私は今、一方的な意見だからダメだって話ですから、桂巻院長の参考人としての意見も聞くべきだっていう話でしたけども、それも立ち消えになりました。ですから実際、調査する対象というのは、私の話を聞いて、そして請願者の話を聞いて、町長の話を聞いて終わりです。ですから私は、残念ながら請願の審査では、話を聞く対象がこれだけ限定されたら、十分な調査はできないというふうに考えてますんでね。ですから議会としてその請願の中身をもう少し細かく精査して、それぞれ、前段で議員の方がそれぞれ思いはあるでしょうけども、やはり町民の声に答えるという意味では十分な審査をして、議会としての請願に対する採択すべきか不採択すべきかという、きちっとした結論を出すべきだというふうに私は考えてます。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） あの一行の文章です、そこまで深く読める方っているんですかね。嶋村議員は頭がよろしいようなのでそういうふうなところまで考えているかも知れませんが、あの一行の文章でそこまで読める方は、私はないと思いますよ。だから、さつき一番最初に聞きましたよね、平岡医師の再任に向けた行動とはどういうことするんですかということ、それから嶋村議員は完全にもう、どんどんどんどん病院改革のほうに行ってる訳ですよ。本当、何回も言っても、私ばかり話してるのもうやばいので、そろそろ終わりますけども、何度も言うようにこの平岡医師の雇い止めによる解職と国保病院改革、これを一緒にしたらダメなんです。で、今は嶋村議員は色々、まあ公聴会だね、全て私はやりたいけど、反対があつてできないとかおっしゃってますけども、そういうことは一切言ってますからね、誤解を招く発言は止めて欲しいんです。今回の平岡医師の再任に向けた請願、これに付随した公聴会はしないほうがいいって言うてるんです。病院改革のための公聴会はぜひやるべきですから、そこは誤解されなideてください。それと以前ですね、前回の時に、嶋村議員は、これ最後にしますんで、一回これ最後にしますんで、私ばっか話してですね。病院管理者の欠員があつた場合、私は様々な問題が発生するというふうに考えます。嶋村議員の認識、この考えをお聞かせください。あ、ごめんなさい。病院管理者が欠になった場合、様々な問題が発生するというふうに私は認識しているんです。以前、嶋村議員は何も問題ないんだ、非常勤の方でもいいんだっておっしゃってましたよね。それで嶋村議員の認識、この考えをお聞かせください。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） 管理者っていうのは、こないだの委員会でも私、話しましたが、病院管理者になれません。病院管理者がいなくなれば、保健医療はできません。ですから自動的に、病院は診療行為を行えないという形になります。ですから一時的に閉院ですね。そういうことになります。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） 前回の発言と全く、一八〇度変わってびっくりしてるんですけど。ああ、そうですか。でもですね、前回の発言を聞くと、結局こう、今、これが、言っているいかどうか、今の院長がですね、もう居なくなるような感じで嶋村議員は行動されてるじゃないですか。で、平岡氏を戻そうとしてるじゃないですか。常勤医師が不在になりますよね。ということは、医療行為ができないということはですよ、現在入院されてる方は転院をしなきゃいけない。雄愛園とか老健の方も困ってしまうということ、でも実際前回の時はですね、非常勤で対応できるっておっしゃってましたからね、私。まあ多分、前回の議事録見たら分かると思いますけど。その辺ちよつともう、今、資料ないんで何とも言えませんけども。その辺のことまで考えてこれ、行動されてるのかなというの、若干疑問でありました。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） 六月も七月も私、ちよつと若干触れてますけども、町長に私、こういう質問してるんですよ。病院長が告発を受けてるにもかかわらず、なぜ平岡医師の退職に手をつけたかと。柳原委員、まだ起訴もされてないし刑が確定してる訳じゃないから、イコール犯罪者と決めつけてはいけないということですよ、告発されたということは起訴される可能性もある訳ですよ。起訴されれば、日本の刑事裁判でいくと、ほぼ九五%有罪になります。ということは、起訴されるということは、いわゆる悪い言葉で言うと法律違反行為ですから、犯罪になる可能性もある訳ですよ。で、今、平岡医師いませんよね。仮に彼、起訴されたら自動的に辞めざるを得ないんです。役場職員ですから。あの時点でそれは既に石井町長は想定できたと思うんです。ですから今の状況で行くと、非常に危険性は高いと思うんですよ。常勤内科医師不在になるという。そういう事実はね、既にもう明らかになっているんですよ。それだけ重大な問題が起きたということを認識しなきゃならんということですよ。だから病院の改革と平岡医師の問題は別個に考えるべきだという柳原さんのお話なんですけども、これはね、話切り離しては考えられない問題ですから。町民の意識もほとんどそうだと私は思いますよ。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） はい、後ろからそうですという声が出て、私も同じなんです。認識は。笑わないでください、私も同じですから。常勤医師がいなくなるっていうことは、そういうことなんです。だから、だから責めるのが桂巻医師じゃないじゃないですか。町長じゃないですか。町長が、平岡医師の退職を止めることができなかつたんですよ。なぜあちらを責めて町長を責めないんですかっていうのは、私の根本にあるんですよ。これ、だって町長は十一月十一日に質問しますけども、去年の八月ぐ

らいから、何かうまくいってないの認識されてすね、その間に自分がストップになることもできず、ずるずると行ってこれを招いたのは町長じゃないですか。そこにスポットライトを浴びせずに、なぜ犯罪者、犯罪者、犯罪者って、そちらに行くのかなあっていうのが私は疑問ですよ。だからこれずっと言ってるんですよ。だから常勤医師がいなくなったら大変だというのは、思いは一緒です。だから、先ほどの質問はそういう意味で聞いてるんです。でも、前回は嶋村議員は、常勤医師いなくても非常勤でできるんだよと言ったからね、間違いなく。その辺、もう一度、まあ前回の議事録見たいと思いますけど。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） 私は町長を責めてない訳じゃないですよ、一貫して町長の責任追及してますよ。どうなんだというところで、ですから、私は町長の唯一取れる方法というのは、あの時点で、告発状が出た時点で例えば、桂巻院長を一時、休職処分にするとか。彼は最高責任者ですから、休職処分にして平岡医師の雇用を継続してれば、常勤内科医師不在なんてあり得ないですよ。なぜそういう手法を取らなかったというところで、私一貫して、六月、それから七月の緊急質問、それで九月の議会でも同じ問題、何回も取り上げてますよ。それと、どういう言葉尻とらえて、柳原さん僕のこと、いわゆるその病院管理者の話してるかは分かりませんが、これも、この間の二回目の委員会の時も、私、はっきり言った記憶ありますよ。病院管理者というのは、必ず保健所に届け出て、受理されないとは病院の開設はできない。保健医療、診療もできません。病院管理者になれるのは常勤医師だけです。派遣だとか、そういう医師はなれません。ですから、今現在、桂巻医師一人が常勤医師ですけども、彼が起訴されれば自動的に病院管理者がいなくなるという、それだけ危機的な状況だということですよ。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） だから、そこに関する認識は一緒ですから、嶋村委員。何回も言いますけども。ただ、町長が全て、ここまでに至る経緯に関わってきてるんですよ。嶋村議員が質問で、町長に対して聞いてるのも分かっているんですよ。でも、何かです、途中から全部病院に行っちゃってるんですよ。だから何か違うのかなって。もう一回、最後にもう一度言わせてもらいますけども、この請願がこのような形で出てきました。平岡裕樹医師再任に向けた行動を要請するっていうのからは、とてもそこまでの判断を私はできませんし、病院改革ということであればもう一度、別な形で出すべきかなと私は思っているんですけども、その辺どういうご認識ですか。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） 一回目か二回目の委員会の議論の中で、私は今回の請願の関係で、どういう形になるか分からんけども公聴会、町民の意見を聞いたほうがいいんじゃないですか。公聴会は一応開かないということになって、その後、佐藤議員の発案で議会として開くのか、町として開くのかは別として、病院の経営に問題に関する町民公聴会、例えば議会であれば議会報告会でもいいですわね。特に今回の請願の審査の過程も町民にきちっと説明しなきゃならんと思いますんで、十二月の定例会終わ

った、年末になるんで、一月でも二月でも、きちつと議会報告会を開いて、町民の意見を聞いて、それを元に町に働きかけて、町自体でもいわゆる町政懇談会等開いてもらって、やつぱり早急に病院の経営改革について、議会としてきちつと発言できるような理論武装は今後していかなきゃならんと私は思ってますよ。それをしないと、国保病院の再生はあり得ないと。私の考えはそういうったものです。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） これで終わりますけども、私も同じ考えですからね、何か私が全て反対しているような感じで思われるかも知れませんが。私はずっと同じ考えだということを申し述べて、取りあえず一旦、私終わります。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい。佐藤委員。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） 一回、休憩していただいていいですか。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい。休憩に入ります。

休憩 午前 十時二十六分

再開 午前 十時二十六分

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、休憩を解きます。その他の方。質問ございませんか。はい、遠藤委員。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） いくつか質問させていただきます。まず一つ目なんですけども。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） ひとつひとつの説明、質問にしていたら、答弁しやすいと思いますのでお願いします。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） 紹介議員になられるっていうことは、願意に賛同できるっていうことでされたと思うんですけども、その流れの中で桂巻先生にお話、もう片方の先生にお話を聞きに行こうというふうに思われたことはなかったんでしょうか。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、嶋村議員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） そういう気持ちはなかったです。私、正直言って、ただ単に。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） あ、ちよつと声が入ってないかな。嶋村さんの声、入ってますか。マイクの。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） 平岡先生と桂巻院長が人間的に反りが合わないから、結果として辞める結果になったんだろうと私は、平岡医師に私、個人的に二度ほど面談したときに初めて、そのIDを不正に使用して、いわゆるその自己処分をしたと。その問題について、十月の時点で平岡医師は見つけて、病院長のほうに申し出て、これはまずいんで改革すべきじゃないかということで、彼は、再度そういうことが起きないようにID番号を変更したと。彼のIDに進入できなくなったんで、他の病院から派遣されてきている医師の今度IDを使って、さらにまたその不正利用をした。その医師が非常に困って、平岡先生に相談に来たそうです。不正使用自己処分というのは基本的に法律違反ですからね。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） すいません、ちょっと論点がずれてて。私が聞きたいのはそうじゃない、そこを端的に言っていただけですか。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） なんで桂巻先生に話を聞かなかったという、根拠を言っているんです。

【議場騒然】

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） いやだから根拠じゃなくて、どうして桂巻先生に話を聞きに行かなかったのかについて、今ちよつと違つたところに反れてその点についてお答えいただいてないと思うので、なぜ桂巻先生にお話を聞きに行かなかったのかということに焦点絞つてお話しいただけますか。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） 私はね、そういったその法律に違反するような行為をね、公然として、しかも口裏合わせ、まあこれは警察も認知してるんですけども、口裏合わせまでしてね、自分の不正行為を隠蔽するような人とは私、話す気にはなれないですね。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、遠藤委員。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） そういうところがあつて、直接、もう片方の先生にお話を聞きに行くという気持ちにならなかったということなんです。なるほど。じゃあちよつとお聞きしますけど、私も町民の方から色々なお話は伺っております。ですけども実際、雄武に先生が来てくれたおかげで地域医療が何年も守られてきたということはあります。色々皆さんご不満もあると思いますんですけども、あの先生がおられなかったら、国保病院もやっていけなかったこと、やっていけなかったというか、今、透析治療もしてますし、そういったことについてはどういうふうに思いますか。何か、ここが悪い、ここが悪いって問題を色々言われてますけども。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） あの、すいません、遠藤議員。今はですね、そういった問題の、ちよつと今、趣旨が外れる質問だと思えますので。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） いや、趣旨が外れてるっていうか、私としては、うん。嶋村さんも色々お考えはあるんですけども、国保病院に来ていただいて地域医療をなさってくれてる先生に対しての、その配慮っていうのが足りないんじゃないかなと私は思ってるんですよ。で、そういったその根底に、その先生に対する感謝の気持ちとかそういったものを持たなければ、今後、雄武の病院に他のところから先生来てくれるのかなって、私は思うんです。そういうところから聞いてますんでちよつと、回答。お答えいただけるように、委員長お願いします、どうか。どういうふうに私、嶋村さんはその点について考えているのかっていうのを聞きたいので。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） わかりました。はい、嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） 地域医療っていうのは色々な認識があると思うんですけども、私は原則、地域医療っていうの

は、医学的知識も乏しいですし、お年寄りの方っていうのはね。そういう人にきちつと寄り添う、寄り添って的確な診療、自分で判断できなければ外部に、例えば高度医療のところを紹介するとか、そういった声が非常に必要だと思っんですよ。やっぱり、私も何度か桂巻院長の診察を受けたことありますけども、彼は触診するのは一切しません。聴診もしません。普通、医師というのは原則、患者の話をよく聞いて、体を診察するのは触診するのが原則なんです。ですから私はね、彼は地域医療の医師としては失格だと思っますよ。ですから事実、滝上でも佐呂間でも、長期務めることなく追われるように退職してます。そういうことをね、現実があるから、三五%の人しか国保病院の診察を受けない。三五%のうちほとんどが薬の処方ですよ。診察を受ける人なんてほとんどいないですよ。だからそういう現実をね、あるから、こういった問題が起きてる。ですから、確かに遠藤さん言ってること分かりますよ。透析も大事だし、入院患者も大事だしね、桂巻先生にできればその尊敬の念を持ってもらいたいという気持ちは、遠藤さんの立場では分かると思っますけども、私個人としては、今までの観察ではちよつと無理です。うん。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） いいですか。はい、遠藤委員。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） 遠藤さんの立場、遠藤さんの立場ではというふうにおっしゃったと思っんですけど、私は町全体で国保病院をみんなで大事に、先生にも来てもらって、良い病院にしていこうっていう、こう、気運みたいなことが大事なんじゃないかなと思っんですよ。で、どうも今、嶋村さんがされてることは、例えば、洗い出さない限り再生はあり得ないっておっしゃいましたよね。洗い出さない限り再生はあり得ないってことは、嶋村さんは、一時的に国保病院が閉院になってもやむを得ないというふうに考えているということですか。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） いや、さっき柳原さんの質問でも話しましたが、今時点でも既にその危険性が十分に高いということなんです。桂巻院長が起訴されたら、それでもうアウトですよ。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、遠藤委員。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） 起訴されたらアウトっておっしゃいますけど、今そういうふうなふうなされてませんよね。今、皆さん病院に通って、っていうことは、そういうふうになったらアウトだと言われてますけど、本日も病院は、桂巻先生も見てくださってますし、かかる人は病院にかかっているような状態で、病院機能はされてますよね。で、私が聞きたいのは、嶋村さんは洗い出すためには一時的に閉院になってもやむを得ない、という考えはお持ちなのかということについて聞きたいということです。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） 色んな問題点ありますよね。ですから、この問題が解決してって、確かに、遠藤さんよくハレーション起きてるからあまり追及すると桂巻先生が辞めるかも分からん、そういう危惧、随分言葉にしていますけども、四月、辞めて公になつて、これだけ請願運動が起きて、議会で三回も病院の問題取り上げて、彼、まだ居ますから。いや、結構図太いと思っますよ。

ですから十分、まだまだ。起訴されない限りは辞めるという事態にはなりませんから。それは心配する必要はないと思いますよ。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、遠藤議員。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） 質問に答えていただきたいんですけど、洗い出すためには一時的に閉院になってもやむを得ない、という考えを嶋村委員はお持ちですか。ということについて、お答えいただけますか。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） いや、桂巻院長辞めない限りはならないでしょう。桂巻院長が辞めない限りは、閉院にはなりませんよ。私は辞めれとは言ってませんから。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、遠藤委員。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） じゃあ、お辞めになられたら一時的に閉院という形になりますよね。そういうふうには、一時的に閉院になったから、桂巻先生がお辞めになられたら、一時的閉院という流れになる。なることについて、どのようにお考えですか、じゃあ。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい。嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） いや、今、常勤内科医師、桂巻先生一人しかいないですから。ですから辞めたら自動的に閉院になりますよ。先ほど言ったように、病院管理者が不在になりますから閉院になります。うん。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい。遠藤委員。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） そういった閉院になる問題、っていう問題の、問題はどこにあると。誰にあるとお考えになりますか。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） いや、雄武町になぜその常勤内科医師が来ないのかとね、桂巻院長が着任して以来、何人か来たけども、辞められていく方が結構多くて、今回もせつかく来て、町民の評判もそこそこだった先生が、もう辞めてつたと。まあ町の姿勢の問題もあるけども、病院内の根本的な問題は、何かあるんじゃないかっていうのは、町民の素朴な疑問なんですよ。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 遠藤委員。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） 石井町長は町長になられるときに、病院を立て直すということではなられたと思うんですけど、町長に対してはどうなんですか。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） 三回の議会で何回も町長に言ってますよ。行政の最重要課題と言いながら、ね、常勤内科医師の確保は行政の最重要課題と言いながら、何で平岡医師を切ったんだと、あんたの責任はどうなんだと。最後には国保病院を運営する

才覚も資質もないと私は彼に言いましたよ。失礼な言葉ですけど、それだけ追及してますよ。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、遠藤委員。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） ちよっと話変えるんですけど、質問変えるんですけど、いいですか。まず一つ目ですけども、平岡医師に帰ってきていただくように要請するっていう請願ですけども、具体的にはいつ帰ってもらおうと思ってるの行動なんですか。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） これは平岡医師が今、平取の国保病院に勤務してるってのはお分かりですよ。どういう契約内容で、いつからいつまでの契約なのかっていう。契約があるうちは彼、辞めることにはなりませんから。ただ町が、この請願が仮に通ったとしたら、町がどういう行動を起こすか分かりませんが、私が理想とする町の行動というのは、平岡医師の雇い止めにしたことをきちんと彼に謝罪をして、病院を今後こういう方向に持っていきたいから、ぜひ国保病院の再生について、地域医療の振興についてご協力ください、来てくださいと、町長が自ら頭を下げていくことが私は最良の方法だと思ってます。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） 委員長。本当に申し訳ないんですけど、細かく見てもらえませんか。私、手を挙げている時に、いつも見てないんですよ。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） ごめんなさい、遠藤委員。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） すいません。平取町に行かれてることは私も存じてます。平取町との契約を終えた後に来てもらうように考えてるってことですか、なんか。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） いやこの間、長いお手紙が、平岡医師から私のところに来て、請願者の方にもコピーしてお渡したんですけども、あそこは、平取町は雄武より人口若干少ないです。三千人台ですけども、常勤医師は三人いるそうです。そしてコロナのワクチン接種も、雄武の国保病院は一日三十日人しかできないんですけども、百六十五人、毎回コロナ接種をしているそうです。非常にやっばり、院長が人格者で、もう病院があふれるぐらいの患者が来てるそうです。確かに地方の病院ですから赤字体質は免れないんで、議会では雄武と同じように、病院の経営については議会の追及を受けてるんですけども、非常に雰囲気がいいと。ですから彼は今の平取の国保病院の勤務には、地域医療という考え方に賛同してるんで、非常に満足してます。最後に、私は辞める時に、私の患者さんにもお約束してますので、いつかは雄武町に戻るような考えを持ち続けていきたいというふうには、彼はそのようにお手紙に書いてます。請願者の方には私、全部コピーしてお渡ししてありますけども。ですから近々すぐ戻るといふ話はなかなか得ないにしても、いつかは、私は戻ってもらおうような、まして平岡医師のような医師じゃないと雄武の国保病院の再編、再生するのは私にはあり得ないと思ってますんでね。そのように考えてます。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、遠藤委員。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） じゃあ嶋村委員が考えるのは平岡医師はどういうポジションで、この間の話でもあったと思うんですけど、この間の集まりの中では佐藤議員が、平岡医師が戻ってきたとしても院長っていうことはないんじゃないか、というお答えだったと思うんです、確か。その辺りについては、嶋村さんはどのようにお考えなんですか。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい。嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） どういう体制になるか分からんですけどね、私は少なくとも、常勤医師は三名は国保病院には必要だと思つてますよ。ですから、仮に彼が戻ってくる時に常勤医師が不在の状況だったら、当然、彼が病院管理者になるでしょうけども、彼は院長はやるとは言わないでしょう。ですから今の病院事務長と常勤内科医師が連絡を取りながら、臨時的に病院を運営していくという形になると思います。将来的に、ある程度年齢のいった方で、人格者の方が内科医師に就任していただければ、そういう方に病院長になっていただくという流れになっていくんじゃないかと思えます。ですから、少なくとも最低三人くらいの常勤医師がいないと、いわゆる病院経営するのは安定的なものにならないと思うんでね。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、遠藤委員。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） 話がちよつと逸れちゃうかも分からないんですけども、桂巻院長について、先ほど色々嶋村さんご意見おありになって言われたと思うんですけども、桂巻先生の肩を持つ訳ではないですよ、私。ですけども、桂巻先生がおられるおかげで、桂巻先生の後輩であられる紋別広域病院の先生との繋がりというのもあって、雄武の国保病院から紋別の病院に患者さんを受け入れてもらえるような、人的な繋がりというものもあると思うんですけども、そういうところについては嶋村さんはどういうふうにお思いなんでしょうか。私はそういう先生同士の繋がりがあるから受け入れていただけることは、非常に町の方にとつても安心が高いところを、そういうふうなプラスの側面も十分にあるんじゃないかなと思つてますよ。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） 私、冒頭話しましたけども、彼、桂巻先生、着任してからもう五年強経つてると思うんですけども、議会にも、病院の事務長が何回かその診療実績報告いただいたんですけど、平成二年の実績で三五%ですから、私はもつと落ちてると思います。ですから、これ言つていかどうか分からんけども、救急で国保病院に搬送しないでくれっていうまで言うお年寄りいるそうです。なぜそういうことを言うかということ、病院の診療姿勢に対するその抜き差しがたいその不信感があるんですよ。それ、どこから生まれたかちゆうことなんです。その結果として、その三五%という数字に現れてきてる訳ですよ。だから、かなり私は、町民の意識つていうのは、国保病院に対する意識つていうのは、もう、ものすごい深刻なものがあると思いますよ。これが今回の平岡医師の退職を契機にして、一種の爆発行為を起こしたと。まあそれぞれの皆さん、町民の方と色々、議員ですからお話しする機会あると思うんですけどもね、この問題に関して言ったら、相当な意見が出てくると思いますよ。ですからやっぱりこういった町民の

声というのは、議会としてはきちつと向き合う姿勢を示さないと、私はまずいと思ってます。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、遠藤委員。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） 以前の長野議員の一般質問の中で、ワクチン接種の件とか、平岡先生それ発言されたっていうこともあると思うんですけど、そういうことについては、そういうことについてはどのようにといいうふうに、あれですけども、本当に平岡先生が戻ってくることでより良い病院環境になるんでしょうかね。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） 私は平岡先生に対する患者さんの声っていうのは、私、聞ける人はそんなに大多数じゃないから、十人とか十五人の人しか話しないし、今回の平岡医師が退職した後、色んな方から私、電話もいただいて色んな話も聞きました。結果、こういう形で、請願書の提出という形になってるんですけどもね。今回、ワクチン接種の問題も、長野議員は全員協議会の席でも話しました、一般質問でもお話ししましたけども、九月の定例会で、私は事実関係ちゃんと話しました。中身はもともととってはいあるんだけど、一番原則的なのは、もう既に三月二十五日の時点で、平岡医師も退職が決まってる訳ですよ。そしてワクチンの業務からも完全にもう彼は外れて、ワクチンの接種会議にも呼ばれてないんです。その状況で桂巻院長が、彼に連絡をせず、いきなり休暇を取って札幌に行っちゃった訳ですよ。彼、その時の感情、どうだと思えます。辞めさせられて、ワクチンの業務の担当も外されているのに、自分に一言もなしに、俺いなくなるから、事務長がお願いに来るっていう、そういう姿勢ってのはおかしいと思えます。私の感情だって、私だって断りますよ。冗談でないっていうことで。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい。遠藤委員。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） そういう医師同士のコミュニケーションがうまくいってないっていうのは、早く分かった段階で町長がその仲介に入って調整をするっていうか、町長の役割としてできてないですよ。それについては嶋村さんどう思いますか。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） 能力ないって思うんですよ。だから資格も能力もないと私は言ってる。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） それ資格も能力もないというのは町長としての資格も能力もないってことなんですか。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） だから一貫して町長の責任追及してるでしょう。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） うん。あれって、こうですね。結局は町長の責任を追及してるということなんですか。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） いや、それは病院長も同じですよ。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） あの、挙手をもってお願いいたしますね。よろしいですか。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） 終わります。はい、ありがとうございます。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） その他にございますか。はい、佐藤委員。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） あの、嶋村委員の請願云々かんぬんに関する質問ではないので、休憩でいいですか、休

憩を。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、休憩を取ります。

休憩 午前 十時 五十分
再開 午前 十時五十六分

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） それでは休憩を解きます。その他、はい、柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） 失礼しました。ええとですね、こういう審査会で話するんだったら、しっかり議事録に残して欲しいなと思いますけども、まあ、委員長しっかりその辺、あまり、全然別個の話するときは止められたほうがいいかと思います。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） それで休憩ということを取りました。はい。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） 一応、時間もありませんからね。今までのずっと話を総合するですね、今回のこの請願、これから話が飛躍しすぎているというふうに思います。最初から申しているとおり、平岡医師の再任に向けた行動、これが病院の改革の必要性に、皆さんおっしゃっていること、そればかりじゃないですか。今はダメだとか。それはまあ、傍聴に来られている方々も、思いは十分、私も分かっていますよ。分かっていますけども、それであれば先ほどから言っているとおり、請願を出し直したほうがいいと思います。嶋村議員が先ほどから言っているのは、桂巻院長には辞めれとは言っていないとおっしゃっていますけども、間接的に辞めれと言っていると一緒ですからね。だから実際に罪を、罪っていうか、悪いことしたってことは、捜査当局も入って来ますんで、ただそれが罰せられるかどうかはまだ分からない話なんで、そのへんはご理解していただきたいと思います。それと、嶋村議員は町長のことを追及してと言っていますよね。実際の傍聴の方々もそうだそうだという声も聞きましたけども、町長が公約を守られないのであれば、もっと大きなうねりにするべきじゃないですか。私、結構議会において、町長のやり方がおかしいって言っていますけども、そういう思いがあるんであればですね、一丁目一番地ですよ、町長の公約の。それができないのであれば、嶋村委員ぐらいの力があれば、リコールまですべきじゃないですか、リコール運動まで。そう思いますよ、私は。それをせずして、悪者を病院の院長たかして、どんどん攻めていくのはちよつと間違っていると思います。だから先ほどからずっと私も一貫して言っているのは、要望書、要望書って言っているのは、要望書を出すことによって、議会というよりも、町民の方々の声が町長に届くじゃないですか。町長に届いて、それでも動かなかつたら、おまへの首を飛ぶぞぐらいの勢いになれば、全部変わるじゃないですか。それを言っているんですけどね。紹介議員、どうでしょうか。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） 請願権の行使っていうのが、私は、石井町政にとっての一番大きな圧力になると思います。かつ、議会がこれを採択するということが一番の圧力になると思うんですよ。彼の行政施策を否定する訳ですから。平岡医師を退職させ

た形を元に戻せという請願を議会が採択するということは、それだけ大きな圧力になるということですから、リコールの今、話しましたけどね。それはその後の話だと思えますよ、あくまで。ですから議会として意思をはっきり示して、それをその後、町がどういう行動を取るかによって、その後、議会が判断すべきだと、私は思います。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） 何だろう、私と嶋村議員、結構、考え方、そういう面では近いのに、なんでいつも話噛み合わないのかなって、疑問なんです。私が言ってるのはあくまでも、集めたじゃないですか、署名。あれをもって、町長のところに行くべきだって、ずっと思ってるんです。もう今は、もう遅いですよ。今はもう時期を失してるとは思うんですよ。あの時にしっかりと署名のやつを作ってますね、私も数少ない支持者から話を聞いて、実際、署名もされてるんです。確認もしました。そしたら実際、その方は自分では書いてませんでしたけどね。それは置いてといて、でも病院を良くしたいという気持ちを皆さん持つてるんです。病院のことで書いてくれないかっていうふうに来たというふう聞いてます。だから、しっかりと署名を作って、それで町長に突きつけて、それでも動かない、じゃあ請願出すぞという形が一番理想だと思うんですけどもね。今、嶋村議員おっしゃったように、それでも何もしなかったらリコールで、まあ残り任期も一年切ってますけども、そういう動きが私は一番いいと思いますけどね。どう思いますか。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい。嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） そういう遠回りしないで、いきなり請願のほうが時間的期間も短縮できますから、最良の方法だということ判断して、やっぱりとにかく、議会の意思を示すということが一番重要ですね。町民に答えるために、そういう考えでやっています。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） 嶋村委員にちょっと私、失礼な発言しちゃうかも知れませんが、遠回りしないでっておっしゃったじゃないですか、遠回りしてるんですよ。これ実際動いたのは四月からですよ、小田さんが請願者になってですね。それがなくなると、五月、私この趣意書集めたのはいつからかちょっと存じ上げませんが、連休前後かなと思ってるんです。今もう十月も末じゃないですか。もうすごい時間経ってますよね。だから趣意書が完成したのが、もっと早いと思うんですよ。であれば、要望書という形で出すのは、はっきり言って七月にはもう出せましたよね。そこで動きあったじゃないですか。その後、この請願が出てきたの七月二十九日です。で、定例会まで待たなきゃいけないんで、九月定例会でした。そして今、審査会やっています。この報告を十二月定例会で出しますって、すごい時間かかってるじゃないですか。だから遠回りしてるんですよ。嶋村委員はこれ早道だとおっしゃるかもしれませんが、実際は遠回りしてるんです。だからその辺も、だからもつといいアイデアを議員として出すべきだったんじゃないですかと、私は今でも思っています。だから、結局署名もですね、私、全部一応、目を通したんです。そしたらやっぱり重複されてる方もいますし、やはりですね、効力としては同じ筆跡だとしても弱く見られちゃうんですよ。その辺も、佐藤議員もおっしゃ

つてましたけども、慣れない方々が一生懸命やったので、ああいう形になったと思うんですけども、本当に、何て言うんですかね、町長に思いを伝えるのであれば、もうちよつとそのやり方をですね、レクチャーされたほうがよかつたのかなと、私は今でも思っていますよ。だからその辺は今後の議員活動に生かしていただきたいと思えますし、だからこの動きは私は全然、どうのこうの言うつもりないんです。ただこの今回の請願が、平岡医師の再任に向けた行動、これであれば、私はちよつと違うなと思ってます。そこから飛躍してさらに病院の改革っていうところに行くんであれば、私は、ううんっていう感じで思ってます。はい。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい。遠藤委員。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） 五百名の署名についてちよつと質問したいんですけども、五百名の署名を皆さんで集められて結局八名の名前で請願が出てきましたよね。そのことについて、その集めてくださった皆さんには、嶋村さんほどのように説明されたんですか。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい。嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） さつき柳原さんの質問にもちよつと話しましたけども、陳情書だとか嘆願書というのは先ほども話したとおり、住民の意思をきちつと行政に伝えるにはちよつと弱いと。私も色々調べて、いわゆるその請願、請願、まあこれは歴史古くて、十六世紀からのイギリスで始まった制度なんだけども、日本国憲法にも明記されている、請願権というのは明記されていますし、地方自治法でも百二十四条か六条に書いてると思えますけども、議会に請願受理権というのは認めてるんですけども、ということは、町民から上がった願意をきちつとして、いわゆるその議会としての判断を示して、行政に提示しなさいという請願の基本的な流れなんです。ですから、平岡医師の再任を、まあ色んな問題点があつた平岡医師が辞めたことに対して、町民としては納得できないんで、少なくとも平岡氏の再任を町として行動しなさいという願意を、議会上げるのが最も手っ取り早いと。確かに、署名を集めるというのは、八名の女性の方々が手分けして、実際、町民の意識がどうなのかっていうのを、ひとつの確認行動だと思いますよ。うん。ですから法律的な、例えばリコール署名であれば有権者の三分の一を集めればリコールが成立するって恰好になるんでね、そのときには今、柳原さん言ったように、例えば家族の名前を、奥さんが夫の名前の部分を書くとか、そういうことは基本的に認められなくなるから、きちつとした法律的な規定に従って、その署名数つてのはカウントしてかなきゃならないんですけども、今回の場合は同じ思いを持つ人々に署名をしてもらうという活動だけで、法律的な担保がない訳。実際のところ、請願に添付すると言っても、ですから山崎局長のほうから八名の連名であがつてるんで署名簿は効力がないのでお返ししますということ、その辺の説明も請願者の方には私のほうですてあります。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、遠藤委員。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） 請願として出てきたのは八名ですよ。八名ですよ。で、色々こう行動されて五百名以上の方にご署名はしていただいたと。私、疑問に思うのは、八名の方には嶋村さんそういうふうの説明したよと。その八名の方が、もつと

おられるかもしれないですけども、その方がまた他の方にこう書いていただいて、五百名たまったよとありますよね。五百名の人たちには、ああいうふうサインしたけども、あれはどういうふうになったのかっていうことをそれぞれ、一人一人、誰がどういうふうになったのかというのは説明を行ってるんでしょかね。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） 請願書が結果として平岡医師の再任を求める、ひとつの運動ですよ。住民運動。署名を集めて回るということは、お互いに思いを持った人と、住民に聞いてみて、住民がどういう意識を持つてるか、そのひとつの発露として署名してもらったんです。そういう、いわゆる住民、ひとつの住民運動なんですよね。自主的な運動ですよ。ですから請願を挙げて受理されたという事実が、今回、私は議会広報、臨時号で出すべきだって言ったんだけど、臨時も出なくて、今回の議会広報で、十一月の初旬に出る議会広報で、請願書が受理されましたという形で議会広報に記事が出ますからね。それが、いわゆる署名運動から始まった最終的な、住民運動のたどり着いた地点だと、町民は理解してくれると思いますよ。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、遠藤委員。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） 五百名の方にお声をかけて、こう書いていただいたんですけども、結局、最終的に出てきた請願の数っていうのは八名な訳ですよ。でもその八名の名前で、連名で請願ができましたよね。ですけども、皆さん行動されたのは五百名な訳ですよ。その前にいろんな方に声をかけて。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） この文面、読まなかった。最後に署名を添えて提出しますって書いてるでしょ。請願書の頭に書いてるの、見なかった。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） 請願書って、五百名の請願書は議会に出てきてないんですからね。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） いやいや、議会に八名の連名で、平岡氏の再任を求めるといってその請願書、上がってるでしょ。その請願趣旨のところ、一番最後の時に、理由をいろいろ述べて、最後に署名を添えて提出しますって書いてるでしょ。よく読んでみて。だから私は請願書に署名文を添付して提出してますよ。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 遠藤委員。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） でもそれって、請願書に署名簿を添えて添付されてるかも知れないですけども、私は八名の方の名前が書かれたものしか。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） いやだから私は議員協議会で何回も言ってるでしょう。そういう署名簿を山崎事務局長に預けてあるから、必要であれば閲覧もできるし、コピーもできるからと言ってるはずだよ。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、遠藤委員。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） ううん。でも請願が出てきたと。だから請願が八名で出てきたということですね。その五百名

は、請願には集めたけども、請願五百名ではないということですよ。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） だから賛同してる人の、署名も添付して出しますよ。だから嘆願書も請願書も、趣旨は全く同じなんですよ。平岡医師の再任を求めるという趣旨は、全く同じ趣旨です。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） よろしいですか、遠藤委員。はい。柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） 一応、ちよつと整理したいんですけども、今、嶋村議員おっしゃったのは、この請願書には書いてあるんです。実際。でもこの署名は添付されていないんですよ。我々いただいたのはこれ一枚紙、表裏をですね、連名の方の名前が入ったやつが裏にあるんですけども、それしかもらってないんですよ。私は先ほども嶋村議員おっしゃったように、ご自宅に行ってコピーをさせてもらって、今、手元にあります。だから、これを文面をもつてしてですね、署名を添えてっていうのは、ちよつとおかしいですか。その辺どうですか。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい。嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） 女性の方々が五百名の署名を集め、まあ一部は重複あるかも分かりませんが、そういうもの、運動に対して、議員として疑義を挟むつてのは、ちよつと私、いささか納得できないんですよ。色んな意見あるかもわかりませんが、私に添付して、山崎事務局長に提出して、恐らく議長も目を通してると思いますが、最終的に山崎事務局長のほうから、恐らく十日ぐらい後だと思えますけど、嶋村さん、この署名簿、宙に浮いちゃうから一旦お返しします、という形なんです。ですから請願書を七月二十九日に提出した時には署名簿も一緒に添付して、彼に渡してあります。そして受理してもらってます。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） ちよつと何か発言がおかしいんですけども、私は疑義とかも一切持ってませんし、コピーして見させてもらってるからですね、ただおかしいとこありますよって言っただけです。先ほども申しましたように、代筆とかですね、重複とか、そこ言っただけであって、先ほどから言っているとおり、何も存じ上げない方々が一生懸命やっただけで、凄いいことしてるなと思ってますよ、そこちよつと誤解しないでください。後ろの方々が誤解されますので。誤解してますか、そういうふうな気持ち全然ありません。言いたいのは、署名を添えて請願いたしますとあって、山崎事務局長のせいになってるようですよ、そこがまず議会で揉め事になってしまいますよね、まず一点。だから、こうやって公の文書としてこう出すのであれば、この一語一句ですよ。と内容が伴わなければ、これ、はっきり言って反故されますよ。普通のこういう公的機関であつたら。嶋村議員は遠藤議員の質問に対して、それを見ているのかとか、言葉尻を捉えて責めてますけども、実際、だって、これ、これしかもらってないです、一枚しか。署名を添えてつて、おかしいじゃないですか。前も言ったとおり請願項目もこれ一番で、これ、普通そこに二番あるのかなって見ますからね。この辺もおかしいんですからね。その辺もしつかりしないで出してきて、そういう言葉尻はやめたほうがいいと思いますよ、それが一点。私も言葉尻捉えてますけど、すいません。要は言いたいのですね、もう本当、同じ事しか言わない

んですけども、本当、同じことしか私言っていないんだよな。この請願でもって病院改革まで飛躍するのはいかなものかってことなんです。これが今回は、紹介議員へ対する質問なので、これで終わりじゃないですからね、次、請願を出された方にも質問しますし、町長にも質問をしますね、その中で採択、不採択の判断をさせていただきますけども、今日、紹介議員の話聞いただけでは、結局、病院改革のほうにまでずっと行っちゃってるんですよ。だから、それであれば何でも言うように、この請願書はおかしいですよというのが私の意見です。それに対してもう一度、何か反応してもらっていいですか。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） 基本的にちよつと認識が、ちよつと違うんでね。堂々巡りになると思うんだけど、なぜその請願の行動まで、住民の方が動いたかということ、私、先ほど請願の紹介議員になった経緯もちよつと話しましたが、平岡医師が着任する前には非常に大きな問題があったと、これは共通認識としてあると思うんですよ。彼が昨年の三月八日に着任して以来、初めて、内科の常勤医師が常駐するという体制になった訳です。非常に町民個々、安心感を持って、一年間、徐々に徐々に、内科の受診をする人が増えていったと。ところが、四月七日にああいった文章が出て五月、連休明けをもって退職という事態になった。町長、まあ桂巻さんは議会に出てこないですから、町長からの説明、まあ色んな説明あるけども、次から次と答弁が変わってると。そういうことを見て、町民は、ただ単に平岡医師が辞めただけじゃなくて、戻ってきてくれという話じゃなくて、病院の経営の中に根本的な問題点があるんじゃないかっていう意識は到達したっていうことなんです。住民の方が。だからその問題解決抜きに平岡医師の再任もあり得ないだろうし、当然、再任はあり得ないと思いますよ、このままの状態では。ですから、そういう問題も同時並行的に説明していかないと国保病院の再生はあり得ないと。問題をきちつと整理しないで、組織の再生ってのはあり得ないですから。まあ柳原さんも色んな職場勤めると思いますが、問題点をきちつと洗い出さないと、組織が再生して飛躍するということはあり得ないと思いますんでね。これはやっぱり、つらい、大変、勤めてる人も、国保病院に在籍している職員自身も大変だと思えますけども、この問題は洗いきれない限り、病院の赤字のいわゆる縮小にもつながらないし、かつ町民の信頼回復につながっていかないと、私はそうに考えます。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） はい、分かりました。何度も言いますが、おっしゃることは十分分かりました。ただ、この請願項目とそれとは私はリンクできませんから、そこだけはお伝えしたいと思います。はい。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） その他ございますか。はい、金田委員。

○総務文教常任委員（金田 壽夫君） 私から一言、言いたいですけども。今ですね、嶋村さんからですね、平岡先生は要するに一年契約か、平取にいてね、一年契約か、またその契約が切れるまでは多分来ないだろうということだと思えますけども、今、桂巻先生もですね、一応町職員として六十五歳までなんです。そうなるかと二年か二年半で退職するという形になると思えますよ。です

から、平岡先生が桂巻先生がいる間は多分来ないんじゃないかと、私は思っております。それで要するに、もし桂巻先生が辞めたとしたら、途中で辞めたとしたらですね、どういう影響があるかっていうことなんです。そこを一番危惧されるので、その辺をちよつと話したいんですけども、まず、入院患者及び老健にいる人たちね、入居者はどうなるのかということなんです。管理者である常勤医師がいなくなると、病院や診療所そのものを開設できなくなりますので、入院患者や入所者は引き受け先の病院や施設を探して移動していただくことになるということなんです。そしたら透析患者はどうなるのか。透析患者は何人いるのかということにつきましてはですね、今、透析患者も入院患者と同様に受け入れ先病院を探して、人工透析を続けてもらう必要があるということなんです。現在、透析患者は大体十名ぐらいです。最寄りですので、病院で人工透析ができるのは広域病院、曾我クリニク、それからこの辺ではその遠軽厚生病院、ありますけども、もしそこが一杯であればまだ遠くに行かんとならない。名寄、名寄も一杯であったら旭川とかね、そういった方向に行くということであれば、私も前、雄武で透析できない時に、名寄まで通ってる人がいて、大変な思いですね、向こうに要するに宿借りて、そして冬の間は過ごしたというような人もおりますので、大変なことになると思っています。そしてまた救急患者というのはどこに搬送されるのかということについてはですね、雄武から一番その近い救急告示病院である興部国保病院になると思うんですけども、そのことも国保病院にその、興部の国保病院に了解を得るのは、町長のほうから了解を得ないと、その救急告示病院へ行けないということになりますね。それで、その常勤医師がいなくなった場合はですね、年間、何年間病院でいられるのかということにつきましてはですね、管理者である常勤医師のいない病院は病院として成立しませんので、閉鎖しなければならぬ。これはその診療所も同じだということなんです。ですから、このことについてですね平岡先生が来ない、でも、私は本当に町長に言いたいんです。ですから、今からですね、本当に平岡先生が来てくれるか来てくれないか、その辺はまだちよつとね、十一日にならないとちよつとまだ返事が来ないので、もし来てくれるということでも先ほど言ったように桂巻先生いる間は多分来ないんじゃないかと。ですけども、私は、今から鳴村さん言われたとおり、常勤医師を大体三名を本当は欲しいと、私もそう思ってますね。ですからそうだと、今からもう常勤医師を町長に探してもらいたいなということなんです。そのことをクリアできればね、はっきり言って、今、桂巻先生と常勤医師も一人探せば二名体制で桂巻先生が定年でいなくなったとしても一人残ってて、そして平岡先生が来るっていうようなことも想定してですね、私はそのほうがいいと思うんですけども、鳴村さんの考えはどうですか。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） 金田議員おっしゃったとおり、常勤医師不在になって病院管理者いなければ、国保病院は一時診療ストップです。ですから、例えば老健とかか雄愛園は派遣の医師でも対応できますけども、基本的に保険診療はできなくなるっちゃうことなんです。ですから通常の外来ですとか、透析だったら桂巻さんが透析の資格持ってますんでね。資格者の医師がいなくてダメっていう、まあ仮に、派遣の医師で資格の人がいれば可能ですけども、基本的に保険診療ができなくなるということは、病院の外來診療、入院治療はできないということです。それと平岡医師は今後、どういう返事が来るか、もしくはその契約内容はどうか、ちよ

つと定かでないんで分らないんですけども、私は個人的な見解としては桂巻院長が在籍している限りは常勤医師の着任はあり得ないと、まず誰も来ません、正直言つて。それだけ医師の間で、桂巻医師のいわゆる問題行動つてのは、やっぱり広まってるつてことなんですよ。あんまり皆さん、分かんないと思いますけどもね。相当深刻ですよ。ですから今回、石井町長が東京からその医師を呼ぼうということ、今回、実際、お見えなつたと思えますけども、恐らく桂巻院長と面談した段階で、この病院はダメだということ、私はその医師が判断したと思つてますよ。ですから彼が院長で在籍している限りは、常勤医師の着任はもう難しいと、私はそのように思います。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、金田委員。

○総務文教常任委員（金田 壽夫君） 確かにね、嶋村さんの言われたとおりですね、今の常勤医師がいる限り、まあ後任はいないだろうということは思われます。それで、例えば常勤医師が定年退職でいなくなつてすぐ着任できるようなね、そういう体制が本当は作つていきたいなとは思つてんですけども、それでまた、平岡先生だつたよな。また今度、別に今度、契約なんかして、その時にこれはないつていうことであれば、まああの、ね。またその条件が整つたときにまた来るといふようなことでもね、いいんですけども、やはりその、そういうつたその常勤医師を増やしていくつていうこと自体をやつぱり考えていかないとと思つてますよ。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） いや、仮に彼が考え方どうか分らんけども、少なくとも町の姿勢と、住民の代表機関である議会の姿勢がどうなかつていうの、彼は十分見てると思つてますよ、私は今までの議事録、全部彼に送つて見てもらつてますから。ですから、町の姿勢が変わらない限りは来ないだろうし、だから今回、議会で請願が仮に採択された場合に、町がどうつて行動を取るかつていうことは議会としてきちつとやつぱり監視していかないと、中途半端にただ頭下げに行つただけでは、はい行きますつて話にはならんと思つてますよ、私は。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、金田委員。

○総務文教常任委員（金田 壽夫君） あのですね、またあの、国保病院が閉鎖になるつていうことになればですね、国保病院がなくなるつていうことでその病院の医療従事者とか、職員とか、職を失うことになりつてますよ。人口の流出にも繋がつてくるつていうことでもありますし、また透析管理、あるいはですね、知識を持つた医師でなければ、透析は務まらないつていうことらしいつてますよ。ですからそういう医師もまた選定していかねばならないつていうことでもあります。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、ありがとうございます。その他ございますか。はい、柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） ちよつと会話の中で気になつたことがあるので、またお聞きしますけども、嶋村議員はちよつと色々桂巻院長のことをおつしやつてますけども、自分の思ひはいいんですけども、臆測で話されるのはちよつと気をつけたほうがいいと私は思つてます。はい。だから今の医学界のこととかですね。私の提案、提案ていうか、あと二点だけお願ひしますね。嶋村議員、

先ほだからおっしゃってます請願と陳情の違いですね。これは法的根拠があつておっしゃってますけども、法的に載ってるのが請願であつて、陳情は載つてないつてことと言つてますけども、大きな違いは紹介議員がいるかどうかと。扱いは基本的に変わりませんので、陳情の中には要望書もありますからね、そこはだから、端折ったのはおかしいと私は今でも思つてますんで、よろしくお願ひします。最後に委員長にお願いなんですけども、この出てきた請願書が、ちよつと先ほど嶋村議員の発言あつたとおり、署名を添えてというのが疑義ありますので、これ議長宛てに来てますので、次の請願者が来られる時に議長と事務局長の参加を求めます。なぜこれ署名を添えられなかったのか、その辺の理由も聞きたいので、請願者が終わった後でも結構です。同日に議長と事務局長、これに質問をしたいというふうに思います。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、それは私のほうで受理します。はい、分かりました。その他ございますか。

【「質疑なし」という人あり。】

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） それでは、今日の会議を終わります。どうもご苦労さまでございました。

閉会 午前十一時三十一分